

ライセンス調達契約書（案）

- 1 件 名 福島県教育委員会教職員等におけるマイクロソフト社教育機関向けライセンスプログラム
- 2 規 格 以下のライセンスに相当する又は同等以上の機能を有する教育機関向け総合契約（EES）
Microsoft 365 Education A3
- 3 数 量 本教育委員会に所属する全ての教職員、児童生徒を対象とする。
教育対象ユーザー 7, 118ライセンス
児童生徒 60, 000ライセンス
- 4 納入場所 福島県教育庁教育総務課
- 5 契約保証金
- 6 使用期間 令和7年4月1日から令和10年3月31日まで
- 7 契約金額 ￥ —

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円）
※消費税及び地方消費税の額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき契約金額に10/110を乗じて得た額である。また、消費税額等の算出に際して、1円未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り捨てる。

【内訳（消費税込）】

| | 年額使用料 |
|------------------|-------|
| 令和7年4月分～令和8年3月分 | 円 |
| 令和8年4月分～令和9年3月分 | 円 |
| 令和9年4月分～令和10年3月分 | 円 |
| 合 計 | 円 |

福島県（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）とは、マイクロソフト社教育機関向けライセンスの使用に関し、次のとおり契約を締結する。

（総則）

第1条 乙は、甲に対し、別紙仕様書に基づき調達したソフトウェアライセンスを提供し、甲はその使用に対して、使用料を支払うものとする。

（使用料の支払）

第2条 乙は、年毎の使用料をそれぞれ同年4月以降に甲に請求するものとするが、年額の使用料の算出に当たり、端数が生じる場合は、1円未満を切り捨てることとし、契約金額との差額は1回目に加えて請求することとする。

2 甲は、乙から前項の規定に基づく適法な請求書を受理した日から起算して30日以内に、乙に対して使用料を支払うものとする。

3 甲が、その責めに帰すべき事由により使用料の支払いを遅延したときは、乙は、甲に
対し、前項の期間満了の翌日から起算して支払いの日まで、使用料の額に年 2.5%の割
合で計算した額（100 円未満の端数があるとき、又はその全額が 100 円未満であるとき
は、その端数金額又はその金額を切り捨てる。）の遅延利息を請求できるものとする。

（ソフトウェアプロダクトキー等の引渡し）

第3条 乙は、仕様書に示すソフトウェアのプロダクトキー又はライセンス証書を甲に引
き渡すものとする。

（技術指導等）

第4条 乙は、この契約に定めるソフトウェアに関し、甲が必要とする技術指導、インス
トール支援及びバージョンアップ等に関する情報の提供を行うものとする。

（契約不履行の場合の措置）

第5条 乙の責に帰すべき理由により契約期間の始期にライセンスの使用ができない場合
は、甲は乙に対し遅延損害金を請求することができる。

2 前項の損害金は、契約金額に対して遅延日数に応じ年 2.5%の割合で計算した額（100
円未満の端数があるとき、又はその全額が 100 円未満であるときは、その端数金額又は
その金額を切り捨てる。）とする。

（契約の解除）

第6条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、催告をしないで、この契約を
解除することができる。このため、乙に損害が生じても、甲は、その責めを負わないも
のとする。

一 乙が、この契約の条項に違反したとき。

二 乙が、故意にこの契約の履行を遅延し又は物件を粗雑にし、品質に関し不当な行為
があったとき。

三 乙が、正常な理由なく契約を履行する見込みがないと認められるとき。

四 乙が、契約の解除を申し出て、甲がこれを承認したとき。

五 乙（乙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この条におい
て同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又
はその支店若しくは常時コンピュータシステムに係る賃貸借及び保守契約を締結す
る事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行
為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）
第2条第6号に規定する暴力団員（以下この条において「暴力団員」という。）で
あると認められるとき。

ロ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条におい
て同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を
加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するな
ど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると
認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認め
られるとき。

ヘ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当
することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 乙が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（へに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

六 乙が暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者若しくは社会的非難関係者（福島県暴力団排除条例施行規則（平成 23 年福島県公安委員会規則第 5 号）第 4 条各号に該当する者）に契約代金債権を譲渡したとき。

（契約が解除された場合等の違約金）

第 7 条 次の各号のいずれかに該当する場合には、乙は違約金として契約金額又は契約解除部分相当額の 10 分の 1 を甲に納付しなければならない。また、契約解除により甲に損害を及ぼしたときは、甲が算定する損害額を乙は甲に納付しなければならない。ただし、天災地変、不可抗力等乙の責めに帰すことのできない事由による解除の場合は、この限りでない。

一 前条の規定によりこの契約の全部又は一部が解除された場合

二 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。

一 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人

二 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人

三 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等

（契約内容の変更等）

第 8 条 甲は、必要があるときは、この契約の内容を変更することができる。この場合において、契約金額を変更する必要があるときは、甲乙協議して定めるものとする。

（談合による損害賠償）

第 9 条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、第 6 条に規定する契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、契約金額の 10 分の 2 に相当する額を請求し、乙はこれを納付しなければならない。ただし、下記一又は二のうち命令の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 2 条第 9 項に基づく不公正な取引方法（昭和 57 年 6 月 18 日付け公正取引委員会告示第 15 号）第 6 項で規定する不当廉売に当たる場合、その他甲が特に認める場合はこの限りでない。

一 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第 49 条の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

二 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第 62 条第 1 項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

三 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）に対し、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。なお、甲が受けた損害額が前項の規定により計算した賠償金の額を超える場合において、甲は、その超過分に対して賠償を請求することができるものとし、乙はこれに応じなければならない。

(秘密の保持)

第 10 条 乙及びその関係者は、この契約に関連して知り得た甲の業務上の秘密を外部に漏洩してはならない。この契約が終了又は解除された後においても同様とする。

(損害賠償)

第 11 条 乙は、乙の実施した作業により甲又は第三者に損害を与えた場合には、損害を賠償しなければならない。

(個人情報の保護)

第 12 条 乙は、この契約による業務を行うため個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第 13 条 乙は、甲の承諾があるときを除き、この契約によって生じる権利又は義務を他人に譲渡し、若しくは承継し、又は担保に供してはならない。

(事故発生時における報告)

第 14 条 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(契約の不履行)

第 15 条 甲又は乙は、相手方が正当な理由なくしてこの契約に定める債務を履行しない場合には、文書をもって催告を行ったのち、この契約を解除することができる。

(契約外の事項)

第 16 条 この契約に定めのない事項及びこの契約に定める事項に関する疑義については、必要に応じて、甲乙協議して定めるものとする。

(紛争の解決方法)

第 17 条 前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、甲の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とする。

この契約締結の証として本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 7 年 3 月 日

甲 発注者 住 所 福島県福島市杉妻町 2 - 1 6

氏 名 福島県
福島県教育委員会教育長 大 沼 博 文

乙 受注者 住 所

氏 名

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、この契約による業務(以下「業務」という。)を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。なお、この契約が終了した後においても、同様とする。

2 乙は、業務に従事している者に対し、当該業務に関して知り得た個人情報をその在職中及び退職後においてみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど個人情報の保護に関して必要な事項を周知させるものとする。

(収集の制限)

第3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(安全管理措置)

第5 乙は、甲より個人情報の取扱いの委託を受けた場合、行政機関等と同様の安全管理措置を講ずる必要があることから、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(行政機関等編)」に基づき必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(複写・複製の禁止)

第6 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務を行うために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(作業場所の指定等)

第7 乙は、業務のうち個人情報を取り扱う部分(以下「個人情報取扱事務」という。)について、甲の指定する場所で行わなければならない。

2 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、前項の場所から業務に関し取り扱う個人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。

(資料等の返還等)

第8 乙は、業務を行うために甲から提供を受け、又は自らが収集した個人情報が記録された資料等をこの契約の終了後直ちに甲に返還し、若しくは引き渡し、又は消去し、若しくは廃棄しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、この限りでない。

2 乙は、前項の規定により電子記録媒体に記録された個人情報を消去又は廃棄する場合は、当該個人情報が復元できないように確実に消去又は廃棄しなければならない。

3 乙は、第1項の規定により個人情報を消去又は廃棄した場合は、当該個人情報の消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び方法を記載した報告書を甲に提出し、確認を受けなければならない。

(事故発生時における報告等)

第9 乙は、個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の事態及びこの契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告しなければならない。

2 乙は、前項により報告を行う場合には、併せて被害の拡大防止等の必要な措置を講じるとともに、情報漏えい等に係る対応について甲の指示に従うものとする。

(調査監督等)

第10 甲は、乙における契約内容の遵守状況等について実地に調査し、又は乙に対して必要な報告を求めるなど、乙の個人情報の管理について必要な監督を行うことができる。

2 乙は、前項における報告について、甲が定期的な報告を求める場合にはこれに応じなければならない。

(指示)

第 11 甲は、乙が業務に関し取り扱う個人情報の適切な管理を確保するために必要な指示を行うことができる。

(再委託の禁止)

第 12 乙は、甲の承諾があるときを除き、個人情報取扱事務を第三者(再委託先が子会社(会社法(平成 17 年法律第 86 号)第 2 条第 1 項第 3 号に規定する子会社をいう。)である場合を含む。以下次項において同じ。)に委託してはならない。

2 乙は、甲の承諾に基づき個人情報取扱事務を第三者に委託するときは、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させなければならない。

(労働者派遣契約)

第 13 乙は、保有個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。

(損害賠償)

第 14 乙又は乙の従事者(乙の再委託先及び乙の再委託先の従事者を含む。)の責めに帰すべき事由により、業務に関する個人情報の漏えい、不正利用、その他の事故が発生した場合、乙はこれにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合において、甲が乙に代わって第三者の損害を賠償した場合には、乙は遅滞なく甲の求償に応じなければならない。

(契約解除)

第 15 業務に関する個人情報について、乙による取扱いが著しく不適切であると甲が認めたときは、甲はこの契約の全部又は一部を解除することができる。この場合の違約金は契約書本文の定めるところによる。